

## (10) 延長保育事業（時間外保育事業）

延長保育については、保育所の開所時間内で保育の実施が完結していることから、ニーズがなく、当面、確保方策は不要とします。今後は保育短時間認定の状況も加味しつつ、必要に応じて実施の検討をしていきます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①計画値(人)	0	0	0	0	0
②実績値(人)	—	—	—	—	—
①－②	0	0	0	0	0

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
③ニーズ量の見込み(人)	0	0	0	0	0
④確保方策(人)	—	—	—	—	—
④－③	0	0	0	0	0

## (11) 短期入所生活援助（ショートステイ）

短期入所生活援助（ショートステイ）については、ニーズがないため、当面、確保方策は不要とします。今後は、必要に応じて実施の検討をしていきます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①計画値(人日)	0	0	0	0	0
②実績値(人日)	—	—	—	—	—
①－②	0	0	0	0	0

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
③ニーズ量の見込み(人日)	0	0	0	0	0
④確保方策(人日)	—	—	—	—	—
④－③	0	0	0	0	0

## 6 その他の子ども・子育て関連事業の目標

### (1) 特別な支援が必要な子どもに対する支援

乳幼児健康診査において把握された心身の発育発達の支援を必要とする子に対し、身体面では、医療機関に委託して実施している精密健康診査、小田原保健福祉事務所の「子ども発達専門相談」等を利用して、事後指導をしています。

精神発達面では、言葉の遅れや環境的な要因による生活習慣上の支援を必要とする子ども等に対し、親子教室で集団遊びを通しての経過観察や、保護者への育児相談を実施しています。

なお、支援を必要とする児童の保育の実施にあたっては、これまでと同様に、保育士の加配により各保育所での受け入れ体制を築きます。

また、外国人家庭は、子育てをはじめ地域社会と接触する様々な場面で、言語、習慣、文化の違い等から、不安や不自由さを感じることがあります。山北町では、すべての児童が健やかに成長できるよう、各々が抱える課題や状況に応じた対応をするため、関係機関との相談・連携体制の構築を図っていきます。

山北町内の相談窓口としては、子育て支援センター、子育て世代包括支援センター「すこやか」、保険健康課、福祉課、民生委員児童委員などが挙げられます。さらに専門的な相談が必要な場合は、小田原児童相談所や小田原保健福祉事務所などが相談に応じています。

### (2) 障がい児に対する支援

ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいのある子どもが社会の一員として地域社会で、それぞれが自立できるような体制・環境づくりが求められています。今後、障がいのある子どもと、ない子どもとのふれあいの機会の提供を継続していくとともに、療育体制の整備、居宅支援事業の推進、特別支援学級による教育的支援等により、家庭や地域、学校など様々な場面で障がいのある子どもと、ない子どもがともに成長していけるような環境づくりを促進し、障がい児とその保護者を支援する体制の強化に努めます。

### **（３）児童虐待防止対策（要保護児童対策協議会）の充実・強化**

虐待を受けた児童などに対する市町村の体制強化を固めるために、関係機関が連携して設置されている要保護児童対策協議会では、児童虐待への対応について、年齢別（新生児・乳児期・学齢期前・就学後など）、種類別（身体的虐待・精神的虐待・ネグレクトなど）、養育環境別（精神不安定の母親、ひとり親家庭など）、といった様々な事例を用いて検討し、児童虐待の防止に努めています。今後も連携体制を維持しながら情報共有を図り、被害を受けた子どもの早期の発見・対応に努め、研修の受講による協議会構成員の専門性の向上や、相談体制・個別支援の強化を図ります。また、養育支援訪問の必要性や乳児家庭全戸訪問も含んだ各訪問事業とも連携しながら、児童虐待防止対策の充実・強化を進めます。

### **（４）ひとり親家庭の自立支援の推進**

全国的な離婚率の増加を背景に、ひとり親世帯は今後も増加することが見込まれており、子育てをする上で経済的、社会的、精神的と多様な問題や悩みを抱えています。特に、経済的支援を必要とする場合が多いひとり親家庭に対し、児童扶養手当の支給や、医療費助成、社会福祉協議会と連携した生活福祉資金の貸付など、ひとり親家庭の自立と生活の安定に向けた支援を継続していきます。

### **（５）仕事と生活の調和と基盤整備**

男女雇用機会均等法や育児休業法により女性の働く環境は整備されてきていますが、依然として労働条件の待遇に性別格差が見られる事例があり、仕事と家庭とを両立させる体制の強化が必要となっています。雇用環境の向上のため、町民や事業者に対して普及啓発に努め、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を促進するとともに、家事や子育てを役割分担するなど、男女を問わず個人がその個性と能力を發揮できる、男女がともに参画する社会環境づくりを進めます。

また、残業削減や働き方改革などの社会情勢に合わせ、男女がともに働きやすい職場になるよう企業へ働きかけていきます。

## (6) 放課後子ども総合プラン(放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携)

これまで、放課後子どもプランにより、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携は推進されてきましたが、平成26年、国は放課後子ども総合プランを打ち出し、全国的に放課後児童クラブと放課後子ども教室の、より一層の連携・一体化を目指すこととなりました。

山北町では、従前から川村小学校内で、放課後児童クラブと放課後子ども教室が、連携して実施・運営していることから、同一敷地内の一体型クラブ・教室として位置付けられており、双方の児童の合同による活動で異年齢交流を促進しています。具体的には、放課後子ども教室の実施日には、放課後児童クラブの登録児童も放課後子ども教室のプログラムで過ごし、放課後子ども教室の終了時間とともに放課後児童クラブへ移行する形を取っています。今後は、放課後児童クラブと放課後子ども教室の関係性を維持しつつ、利用者のニーズや地域性を考慮し、実施日の増加や活動内容の工夫、小学校の空き教室が生じた際の有効活用の可能性の検討等、必要に応じて事業の拡充について検討を図っていきます。

また、放課後児童クラブを所管する福祉課と、放課後子ども教室を所管する生涯学習課とで、連携・協力体制を築き、就学児世帯の子育て環境や支援の満足度の向上も視野に入れながら、情報の共有や円滑な運営を目指すための運営委員会を開催していきます。

なお、山北町立三保小学校の閉校に伴い、放課後子ども教室は令和3年度から1か所で実施していきます。

放課後子ども教室	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施か所数	2	1	1	1	1
(うち一体型)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
実施回数	週1日	週1日	週1日	週1日	週1日

## (7) 子どもの貧困対策の推進

貧困対策推進法では、貧困家庭に対して「教育の支援」「生活の支援」「保護者に対する就労の支援」「経済的支援」が必要だとされています。

山北町では、就学援助費の支給のほか、各施設事業者において実費徴収を行うことが出来ることとされている食事の提供に要する費用について、低所得世帯を対象に費用の一部を助成しています。この他、本計画にある様々な取り組みを複合的に実施し、子どもの貧困対策を推進します。特に、相談先の周知に力を入れ、必要な家庭に必要な支援が届くように努めます。さらに、これらの施策を効果的に運用するため、切れ目のない支援と民生委員児童委員協議会や社会福祉協議会等の地域福祉との連携強化を進めます。

なお、取り組みを進めるにあたっては、対象となる子どもや家庭に対する差別や偏見を助長することがないように、十分に留意して進めます。

## 7 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園の普及については、平成25年、幼稚園・保育所の現状と課題を整理し、それぞれの施設設置・運営のあり方について検討し策定した「山北町幼稚園・保育園のあり方基本方針」のもと、低年齢児保育の一層の充実、幼児教育の質の向上、集団保育の確保、既存施設及び人材の有効活用等の観点から、近接に立地する山北幼稚園とわかば保育園の2つの施設の連携による幼保連携型認定こども園の設置が望ましいと判断しました。

これを受け、平成26年には、町の施策推進のための重要な組織としての位置付けを持つ、「山北町幼保連携型認定こども園開設推進会議」を設置し、平成29年4月、幼保連携型認定こども園「やまきたこども園」を開設。低年齢児の定員の拡充や保育室の配置の最適化、一時保育事業、相談支援事業の開始により、様々な保育ニーズへの対応を図ってきました。

そして、令和元年、「山北町幼稚園・保育園のあり方基本方針」の策定から6年を経過し、幼稚園・保育所・認定こども園を取り巻く状況が大きく変化していることや、保護者のニーズもより多様化してきていることから、「山北町乳幼児教育・保育等のあり方基本方針」として今後の山北町の乳幼児教育・保育のあり方について見直しを開始し、令和2年度中の策定を目標に検討していきます。

## 8 教育・保育施設及び地域型保育事業者等との連携の推進

山北町におけるすべての教育・保育施設は公立のものであり、地域型保育事業についても、それらの定員が確保されていることから、民間事業者の参入は現在のところありません。今後も、確保方針が充足していることから、地域型保育事業の実施は当面不要としていますが、ニーズの動向や社会情勢を注視しつつ、必要に応じて参入の意向がある事業者と協議し、運営にあたっては既存施設と協調・連携を図ります。

また、幼・保・小連携については、従前から合同教育・保育を実施していますが、幼保連携型認定こども園も含め、連携・交流の活性化を図り、生活や学びの連続性を重視した教育・保育を推進します。

## 9 多様な事業者の参入意向の把握と参入促進

子ども・子育て支援新制度では、子育て支援サービスの提供を安定的に確保するため、公営の施設・事業によるサービス提供のみならず、民間事業者の参入を促進しています。

山北町では、これまでお示ししてきたとおり、幼稚園・保育所・認定こども園の設置は公立のみ、子育て支援事業各種は町が主体となって実施している状況であり、これらの充足率やニーズ量を踏まえると、既に一定量の確保方針が講じられており、民間事業者の参入の余地がないのが現状です。

また、児童人口も増加傾向は見られないことも考慮し、今後は、ニーズ量に応じた適切な保育の提供を行っていくために、公営施設・事業が不足する事態となった場合等に、必要に応じて民間事業者の参入意向の把握や参入の促進を図っていきます。

# 第5章

## 計画の推進



## 第5章 計画の推進

### 1 計画の推進体制

本計画の推進にあたって、関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育所・幼稚園・認定こども園など子ども・子育て支援事業者、学校、企業、町民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。新たな課題についても、積極的に早期に取り組んでいきます。

### 2 専門的な知識及び技術を要する支援に関する神奈川県との連携

児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、神奈川県が行う施策との連携を図るとともに、町の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

### 3 進捗状況の管理

子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても点検・評価することが重要であると考えます。子ども・子育て支援の推進においては、柔軟で総合的な取組が必要であることから、この取組を評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、有識者や教育・保育の利用当事者等の町民委員から構成される山北町子ども・子育て会議において、様々な視点に立って点検および評価を各年度で行い、施策の改善につなげていきます。



# 資料編



## 資料編

### 子ども・子育てに関するアンケート調査概要

#### 1 調査目的

このニーズ調査では、確保すべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を算出するための、現状や今後の利用希望を把握することを主な目的として実施しました。この調査結果は、平成32年度から平成36年度までの5年間を計画期間とする「第二期山北町子ども・子育て支援事業計画」作成のための基礎資料になります。

#### 2 調査設計

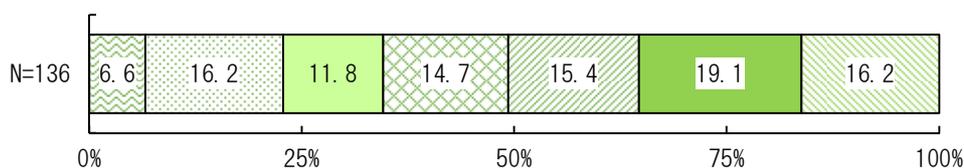
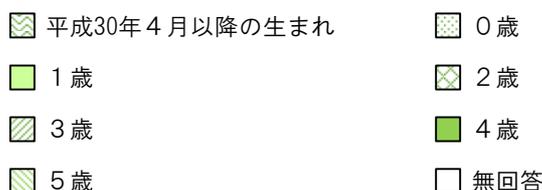
	未就学児調査	小学生調査
調査対象	町内在住で未就学児のお子さんがいるご家庭全世帯	町内在住で小学生のお子さんがいるご家庭全世帯
調査方法	郵送配布・郵送回収	
調査期間	平成30年12月7日（金）～12月21日（金）	

#### 3 回収状況

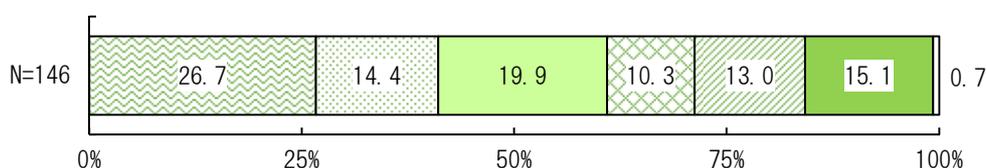
	未就学児調査	小学生調査
発送数	329	391
回収数	136	146
有効回収数	136	146
有効回収率	41.3%	37.3%

#### 子どもの年齢（平成30年4月1日時点）（単数回答）

<未就学>

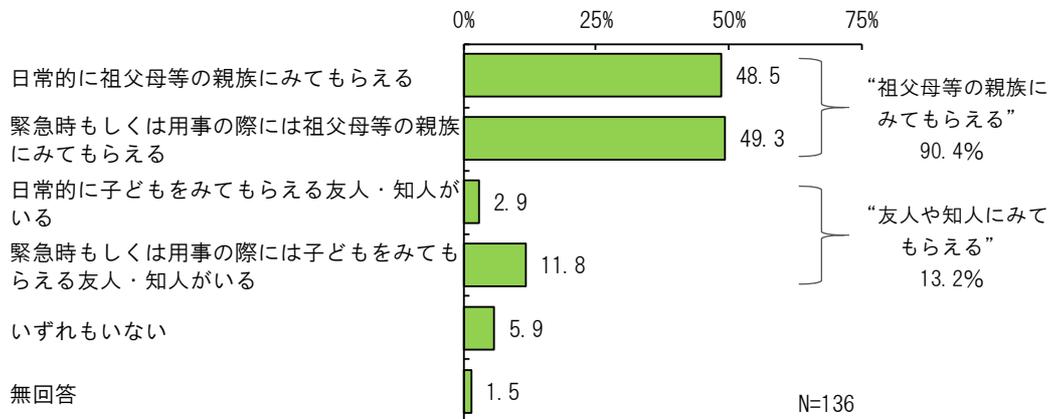


<小学生>



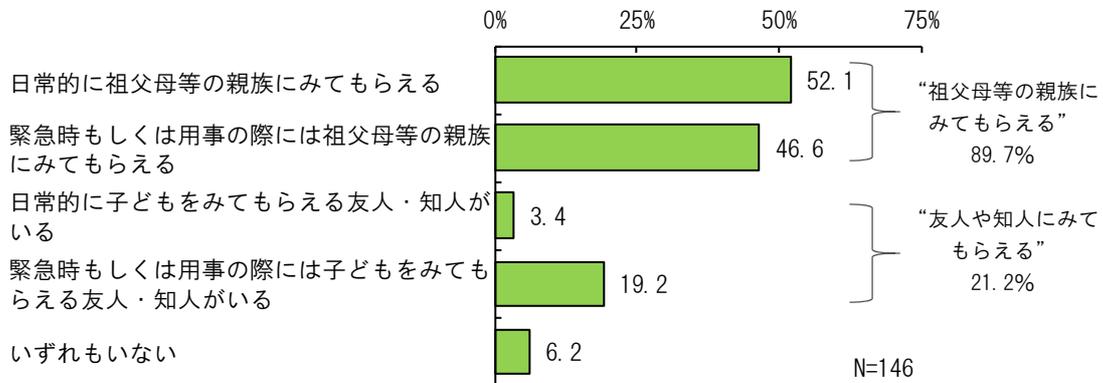
日頃子育てを頼める親族や知人の有無（複数回答）

<未就学>



日頃子育てを頼める親族や知人の有無では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」49.3%が最も多く、以下「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」48.5%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」11.8%などとなっています。

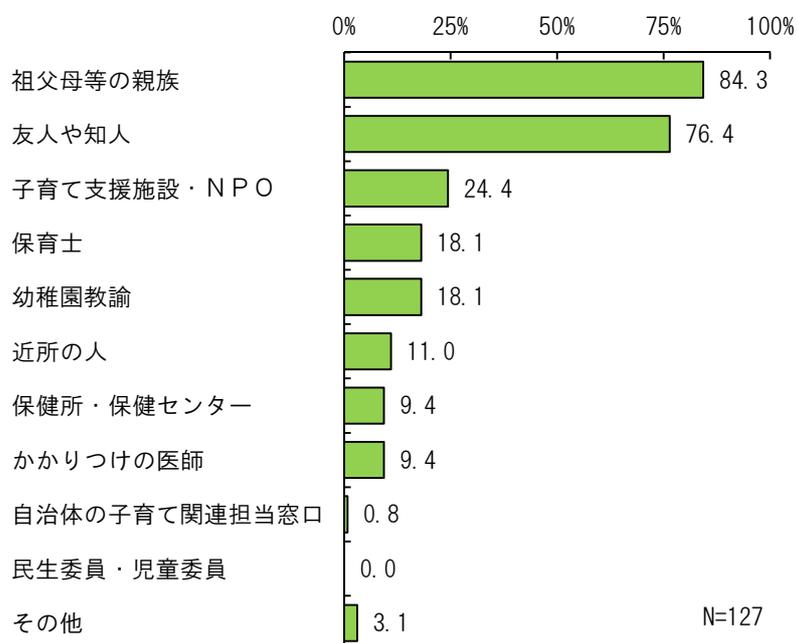
<小学生>



日頃子育てを頼める親族や知人の有無では、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」52.1%が最も多く、以下「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」46.6%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」19.2%などとなっています。

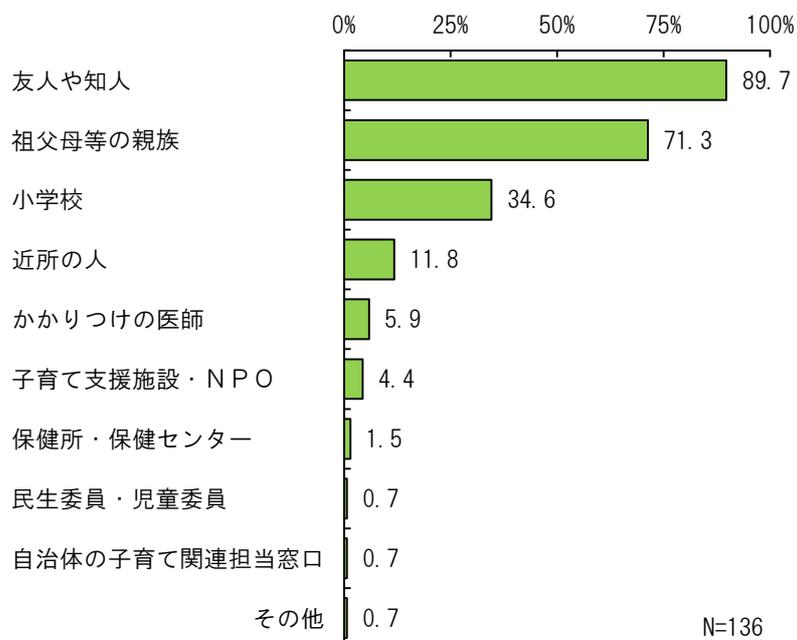
## 子育て（教育）の気軽な相談先（複数回答）

&lt;未就学&gt;



子育て（教育）の気軽な相談先では、「祖父母等の親族」84.3%が最も多く、以下「友人や知人」76.4%、「子育て支援施設・NPO」24.4%、「保育士」と「幼稚園教諭」が18.1%などとなっています。

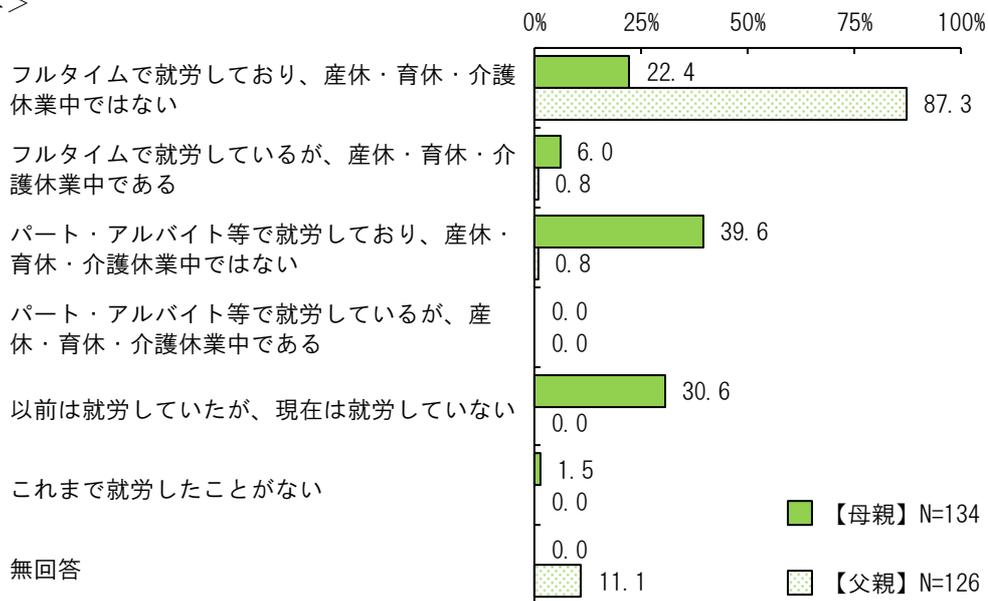
&lt;小学生&gt;



子育て（教育）の気軽な相談先では、「友人や知人」89.7%が最も多く、以下「祖父母等の親族」71.3%、「小学校」34.6%、「近所の人」11.8%などとなっています。

## 保護者の就労状況（単数回答）

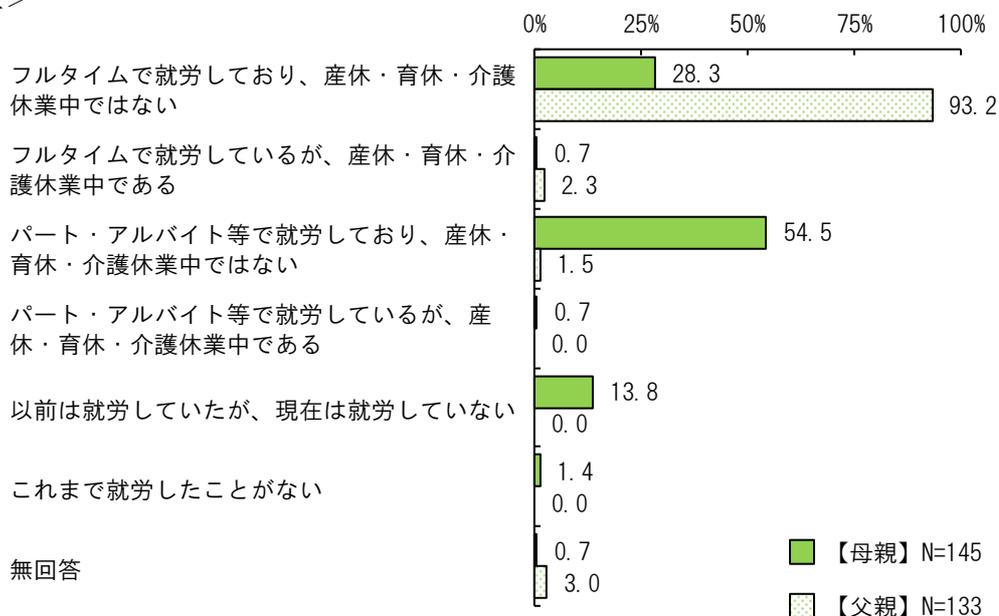
### <未就学>



母親：就労状況では、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」39.6%が最も多く、以下「以前は就労していたが、現在は就労していない」30.6%、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」22.4%などとなっています。

父親：就労状況では、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」87.3%が最も多くなっています。

### <小学生>

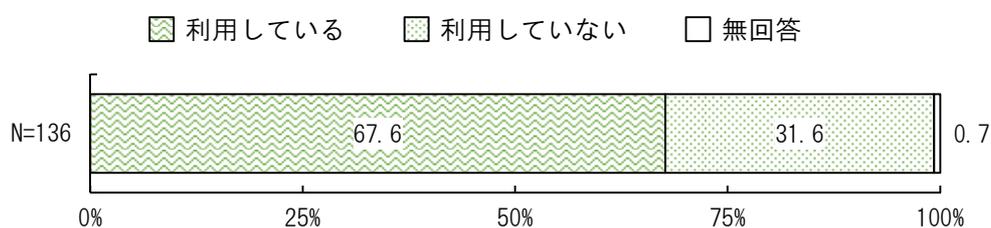


母親：就労状況では、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」54.5%が最も多く、以下「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」28.3%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」13.8%などとなっています。

父親：就労状況では、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」93.2%が最も多くなっています。

## 定期的な教育・保育事業の利用状況（単数回答）

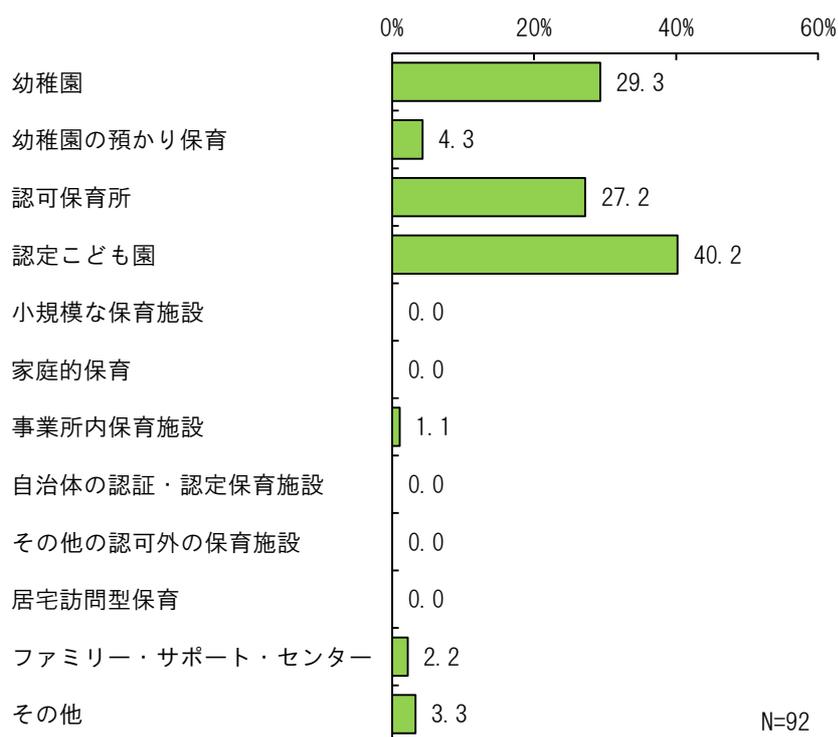
&lt;未就学&gt;



定期的な教育・保育事業の利用状況では、「利用している」が67.6%、「利用していない」が31.6%となっています。

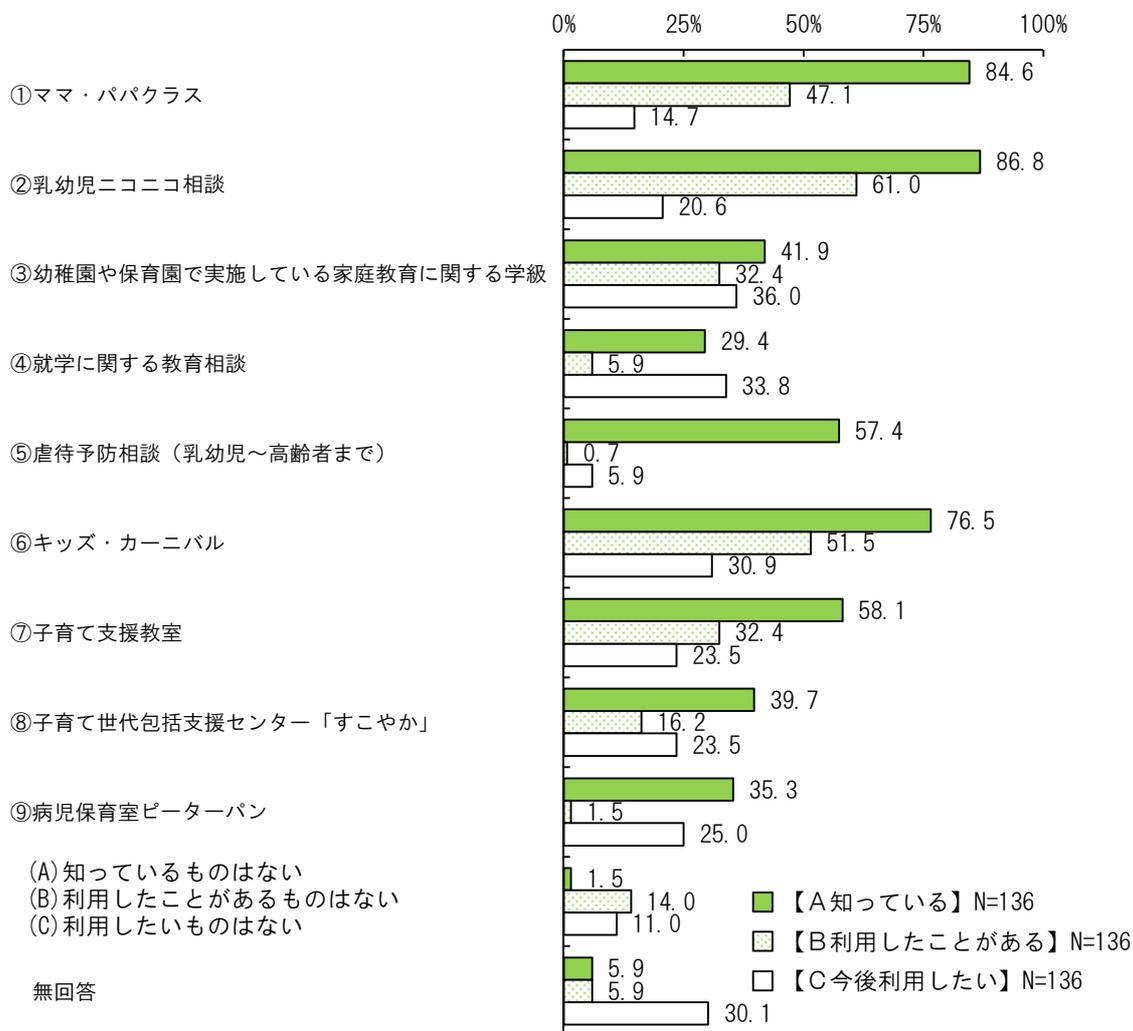
## 平日、年間を通し定期的にご利用している教育・保育事業（複数回答）

&lt;未就学&gt;



平日、年間を通し定期的にご利用している教育・保育事業では、「認定こども園」40.2%が最も多く、以下「幼稚園」29.3%、「認可保育所」27.2%などとなっています。

子育て支援事業について、知っているものや、これまでに利用したことがあるもの、今後利用したいと思うもの。(単数回答※①～⑨の事業ごと)



(A) 知っている子育て支援事業では、「②乳幼児ニコニコ相談」86.8%が最も多く、以下「①ママ・パパクラス」84.6%、「⑥キッズ・カーニバル」76.5%、「⑦子育て支援教室」58.1%、「⑤虐待予防相談（乳幼児～高齢者まで）」57.4%などとなっています。

(B) 利用したことがある子育て支援事業では、「②乳幼児ニコニコ相談」61.0%が最も多く、以下「⑥キッズ・カーニバル」51.5%、「①ママ・パパクラス」47.1%、「③幼稚園や保育園で実施している家庭教育に関する学級」32.4%、「⑦子育て支援教室」32.4%などとなっています。

(C) 今後利用したい子育て支援事業では、「③幼稚園や保育園で実施している家庭教育に関する学級」36.0%が最も多く、以下「④就学に関する教育相談」33.8%、「⑥キッズ・カーニバル」30.9%、「⑨病児保育室ピーターパン」25.0%、「⑦子育て支援教室」23.5%、「⑧子育て世代包括支援センター「すこやか」」23.5%などとなっています。

## 希望する放課後の過ごし方（5歳以上）（複数回答）

&lt;未就学&gt;

## 1～3年

(上段：人 下段：%)

調査数	問26 希望する放課後の過ごし方（1～3年生）								
	自宅	祖父母宅や友人・知人宅	習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）	児童館	放課後子ども教室	放課後児童クラブ（学童保育）	ファミリー・サポート・センター	その他（公民館、公園など）	無回答
22	12	4	10	1	6	10	-	2	2
100.0	54.5	18.2	45.5	4.5	27.3	45.5	-	9.1	9.1

希望する放課後の過ごし方（1～3年生）では、「自宅」54.5%が最も多く、以下「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」と「放課後児童クラブ（学童保育）」が45.5%、「放課後子ども教室」27.3%、「祖父母宅や友人・知人宅」18.2%などとなっています。

## 4～6年

(上段：人 下段：%)

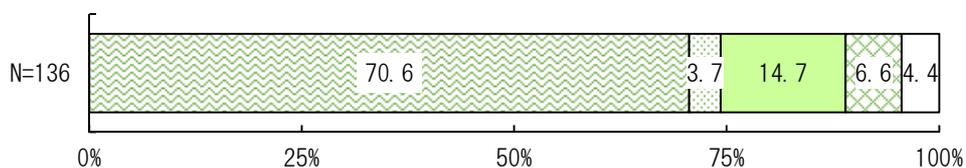
調査数	問27 希望する放課後の過ごし方（4～6年生）								
	自宅	祖父母宅や友人・知人宅	習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）	児童館	放課後子ども教室	放課後児童クラブ（学童保育）	ファミリー・サポート・センター	その他（公民館、公園など）	無回答
22	15	7	12	1	6	8	-	4	2
100.0	68.2	31.8	54.5	4.5	27.3	36.4	-	18.2	9.1

希望する放課後の過ごし方（4～6年生）では、「自宅」68.2%が最も多く、以下「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」54.5%、「放課後児童クラブ（学童保育）」36.4%、「祖父母宅や友人・知人宅」31.8%、「放課後子ども教室」27.3%などとなっています。

## 無償化実施時の教育・保育施設の利用希望（単数回答）

<未就学>

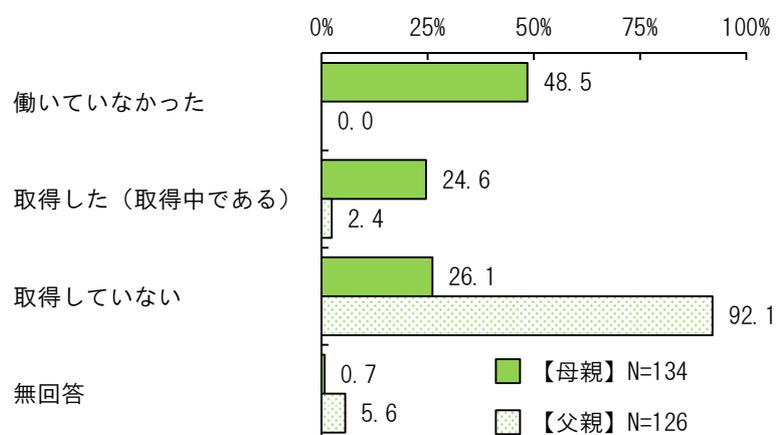
- 継続して利用したい
- 異なる教育・保育施設を利用したい
- 現在教育・保育施設を利用していないが、新たに教育・保育施設を利用したい
- 現在教育・保育施設を利用しておらず、新たに教育・保育施設の利用は希望しない
- 無回答



無償化実施時の教育・保育施設の利用希望では、「継続して利用したい」70.6%が最も多く、以下「現在教育・保育施設を利用していないが、新たに教育・保育施設を利用したい」14.7%などとなっています。

## 子どもの出生時の育児休業の取得状況（単数回答）

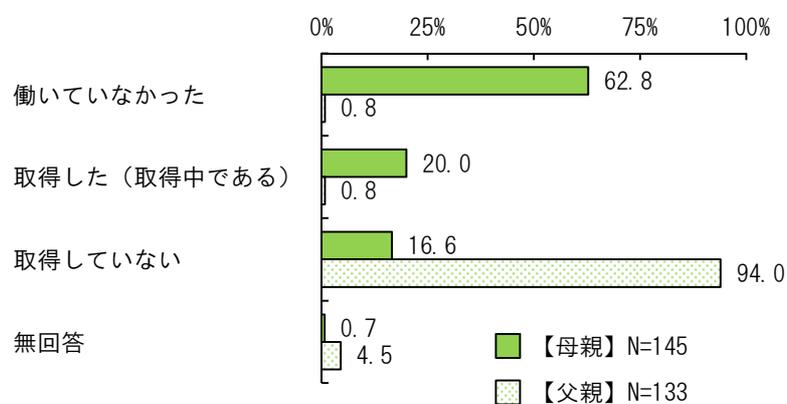
&lt;未就学&gt;



母親：子どもの出生時の育児休業の取得状況では、「働いていなかった」48.5%が最も多く、以下「取得していない」26.1%、「取得した（取得中である）」24.6%となっています。

父親：子どもの出生時の育児休業の取得状況では、「取得していない」92.1%が最も多くなっています。

&lt;小学生&gt;

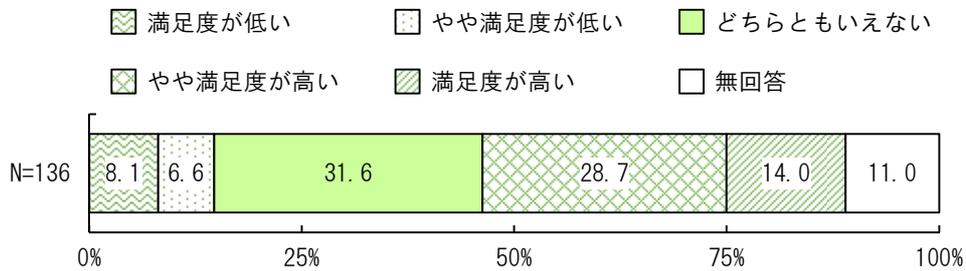


母親：子どもの出生時の育児休業の取得状況では、「働いていなかった」62.8%が最も多く、以下「取得した（取得中である）」20.0%、「取得していない」16.6%となっています。

父親：子どもの出生時の育児休業の取得状況では、「取得していない」94.0%が最も多くなっています。

## 居住地域における子育て環境や支援の満足度（単数回答）

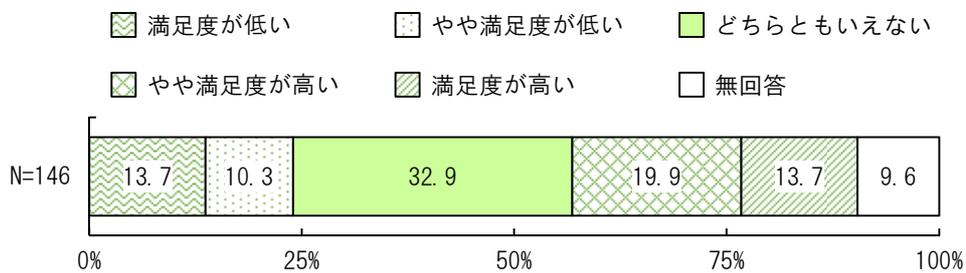
<未就学>



居住地域における子育て環境や支援の満足度では、「どちらともいえない」31.6%が最も多く、以下「やや満足度が高い」28.7%、「満足度が高い」14.0%などとなっています。

「満足度が低い」と「やや満足度が低い」を合わせた、「満足度が低い」は14.7%、「やや満足度が高い」と「満足度が高い」を合わせた、「満足度が高い」は42.6%と、居住地域における子育て環境や支援の満足度は高くなっています。

<小学生>



居住地域における子育て環境や支援の満足度では、「どちらともいえない」32.9%が最も多く、以下「やや満足度が高い」19.9%、「満足度が低い」と「満足度が高い」が13.7%、「やや満足度が低い」10.3%となっています。

「満足度が低い」と「やや満足度が低い」を合わせた、「満足度が低い」は24.0%、「やや満足度が高い」と「満足度が高い」を合わせた、「満足度が高い」は33.6%となっています。

## 山北町子ども・子育て会議条例 (平成 25 年 6 月 6 日条例第 32 号)

### (設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、山北町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第 2 条 会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。  
2 会議は、前項に規定する事務に関し、必要に応じて町長に意見を述べることができる。

### (組織)

第 3 条 会議の委員(以下「委員」という。)は 15 人以内をもって組織する。  
2 委員は、法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他町長が必要と認める者のうちから、町長が委嘱する。

### (委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第 5 条 会議に、会長及び副会長各 1 人を置く。  
2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。  
3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。  
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第 6 条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。  
2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。  
3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

### (協力の要請)

第 7 条 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見又は説明その他必要な協力を求めることができる。

### (庶務)

第 8 条 会議の庶務は、子ども・子育て支援に関する施策を所掌する課において処理する。

### (委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、町長が別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

## 山北町子ども・子育て会議委員名簿

(令和元年度)

氏名	所属	役職
河合剛英	山北町社会教育委員会 議長	会長
野地久子	山北町民生委員児童委員協議会 主任児童委員	R1.11.30 まで
瀬戸穂波	山北町民生委員児童委員協議会 主任児童委員	R1.12.1 から
中林久美子	元気っ子クラブ 会長	
高橋あけみ	特定非営利活動法人まみい 代表	
三尋木重夫	やまきた児童クラブ 施設長	副会長
高橋純子	山北町立川村小学校 放課後子ども教室 コーディネーター	
吉尾愛美	子育て支援センター アドバイザー	
大越泰子	山北町立川村小学校 教頭	
秋山世津子	山北町立向原保育園 園長	
木村元彦	山北町立三保幼稚園 園長	
瀬戸紀久江	山北町健康普及員 会長	
山口美穂	山北町保育園・幼稚園・認定こども園保護者会 代表	
今村敏雄	町民委員	
二宮啓	町民委員	

(事務局)

湯川浩一	山北町福祉課 課長	
池谷千春	山北町福祉課 主幹	
磯崎晃	山北町福祉課 副主幹	
小林あかね	山北町保険健康課 副技幹(保健師)	
八崎任希	山北町教育委員会学校教育課 主幹(指導主事)	